

法人運営 主な指摘事項

項目	指摘事項	改善内容
評議員会 理事会	評議員会の開催について、招集通知に記載しなければならない事項を理事会で決議していなかった。	評議員会の開催に当たり、次の事項を理事会の決議により定め、招集通知に記載する必要があります。 ①評議員会の日時及び場所 ②評議員会の目的である事項がある場合は当該事項（議案） ③評議員会の目的である事項に係る議案（②の「目的である事項」が議案となるものを除く）の概要（議案が確定していない場合はその旨）
	評議員会及び理事会での決議について、特別の利害関係を有する者の存否を決議の前に確認していなかった。	評議員会（理事会）の決議には、特別の利害関係を有する評議員（理事）が加わることができないため、決議を行う前に法人が各評議員（理事）について確認しておく必要があります。 原則として、議案ごとに利害関係者がいないことを確認し、議事録に記載してください。ただし、次のいずれかに該当する場合は不要です。 ①招集通知と併せて、当該議案について特別の利害関係を有する場合には法人に申し出ることを定めた通知を発している場合 ②法人の規程で、評議員（理事）が決議事項と特別の利害関係を有する場合には届け出なければならないことを定めている場合
	理事及び監事の選任について、評議員会の決議が適正に行われていなかった。	理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに決議を行わなければなりません。
	定款の定めに従い、理事長及び業務執行理事が、理事会で職務の執行状況について報告していることが確認できなかった。	定款の定めに従い、理事会（決議の省略によらない理事会）において自己の職務の執行状況を報告しなければなりません。
評議員・理事・監事の選任	評議員の選任について、定款に定められた方法により選任が行われていなかった。	理事又は理事会が評議員の選任・解任を行うことはできません。評議員の選任・解任については、定款に定められた方法（一般的には評議員選任・解任委員会）により行う必要があります。
	監事の選任に際し、監事の過半数の同意を得ていることが確認できなかった。	監事の選任に関する議案を評議員会に提出するには、監事の過半数の同意を得なければなりません。監事の過半数の同意を得ていたと証する書類は、同意書や議事録への記載（監事の署名又は記名押印が必要）が考えられます。
	評議員・理事・監事の選任に際し、就任承諾書等により就任の意思を確認していなかった。	就任の意思表示があったことを、文書（就任承諾書等）により確認してください。就任の承諾時点（任期が開始していない場合は任期の開始時）から評議員・理事・監事となるので留意してください

項目	指摘事項	改善内容
	評議員・理事・監事の選任に際し、欠格事項に該当しないことを確認していなかった。	履歴書や宣誓書等により、欠格事項に該当しないことを確認してください。
監事の理事会出席義務	監事について、連続で理事会を欠席し、出席義務を履行していなかった。	監事は理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければなりません。日程調整や出席できる方の選任等により、監事が理事会に出席するようにしてください。
登記事項	理事長変更(重任)の登記が期限内に行われていなかった。 資産の総額の登記が期限内に行われていなかった。	資産の総額以外の登記事項の変更については、変更が生じたときから2週間以内に行ってください。 資産の総額の変更については、毎事業年度の末日から3月以内(毎年度6月末まで)に登記してください。
所轄庁への届出	会計年度終了後3月以内に、現況報告書、計算書類等及び財産目録等を所轄庁に届出していなかった。	毎会計年度終了後3月以内(6月末まで)に、現況報告書、計算書類等(計算書類・事業報告・付属明細書・監査報告)及び財産目録等(財産目録・役員等名簿・報酬等の支給の基準を記載した書類)を所轄庁に届出なければなりません。「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」により、期限内に届出を行ってください。